



～市民の皆様へ～



新型インフルエンザ等の発生時には、市は、国や県と連携し、その発生状況や性質、感染防止対策などについて、市民の皆様へわかりやすく正確な情報提供に努めます。

一方で、市民の皆様も、一人一人が積極的に情報を入手し、感染防止のために行動することがとても大切です。以下の感染予防策の見直しや、流行期に学校等が長期休業になったり勤務体制が変更になった場合等の対応を家庭内で考えておくなど、各家庭でできる準備をしておきましょう。

また、ウイルスの性質がつかめない発生早期には、受診方法の制限や予防接種の優先実施など医療・社会機能の維持のための対策、その感染力や重症度が高いなど国が緊急事態宣言を発令する事態となった際には、国・県の要請による様々な感染拡大防止のための対策や、流行により孤立化し生活に支障をきたす世帯への支援対策などが取られますので、ご協力をお願いします。

●新型インフルエンザ等の感染予防策

1.個人への感染経路を断つ

2.個人の免疫力をつける

3.ウイルスの拡散を減らす

個人でできる対策

- ・手洗い*1
- ・不要不急の外出の自粛*2
- ・咳エチケットの励行*3
- ・規則正しい生活
- ・バランスの良い食事

社会全体で取り組む対策

- ・不特定多数の人が集まる活動の自粛
- ・個人でできる対策のすすめ
- ・有症状者が休養できる環境づくり

【*1 手洗いの注意】

- ★接触感染するウイルスの場合、ドアノブや手すりなど、ウイルスが付着したところに触れた手で自分の目・鼻・口などに触ることが感染の入り口になる。
- ★特に帰宅時と飲食の前の手洗いが重要。
- ★手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の根本、手首まで、石鹸をよく泡立ててしっかりと洗い、仕上げは流水で、30秒以上流す。
- ★タオルは清潔なものを使い、家族と共有しない。



【*2 外出の自粛】

- ★軽症でも症状のある時は、外出を避け、仕事や学校は休み、自室で休養する。
- ★市販薬で外見上の熱を下げてても、ウイルスの排出がとまっているわけではないので、感染を広げないために人が集まる場所への外出は避ける。
- ★無症状の場合は、できるだけ人の集まる場所への外出を避け、自身への感染を防ぐ。
- ★普段から食料・生活用品等の備蓄をしておく。→【*4 備蓄物品の例】

【*3 咳エチケット】

- ★くしゃみ、咳が出るときは、必ずティッシュ、ハンカチ、袖口などで口を覆い、まわりの人から1m以上離れたうえで、顔をそむけて行う。
- ★使用したティッシュはビニール袋か蓋のついたゴミ箱に捨てる。
- ★マスクはウイルスを通しにくい「不織布」の素材（サージカルマスク）で、顔に合ったサイズを選ぶ。
- ★マスクをはずすときは、マスクの表面に触れないように、ゴムを持ってはずす。



【*4 備蓄物品の例】

★食料品(長期保存が可能なもの)

米・乾麺・切り餅・シリアル類・乾パン・レトルト食品・フリーズドライ食品・冷凍食品・即席めん・缶詰・各種調味料・スナック菓子・ペットボトル等の飲料水・野菜ジュース・粉ミルク・市販の離乳食・介護食・・・など

★日用品

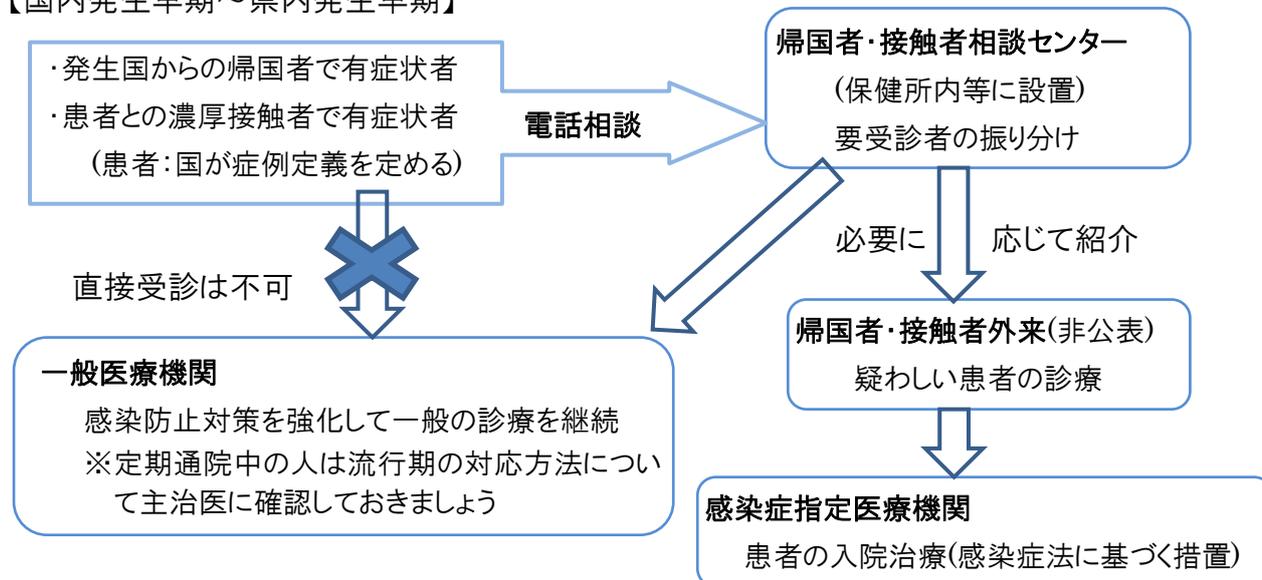
トイレトーパー・ティッシュ・ウエットティッシュ・食器用洗剤・洗濯洗剤・石鹸・シャンプー・リンス・紙おむつ・生理用品・ゴミ袋・ビニール袋・カセットコンロ・ボンベ・懐中電灯・乾電池・・・など

★家庭用医療品

不織布製マスク・体温計・ゴム手袋・水枕・氷嚢・漂白剤(消毒効果がある)・消毒用アルコール・常備薬・ばんそうこう・・・など

●新型インフルエンザ等発生時の医療機関の受診方法

【国内発生早期～県内発生早期】



【県内感染期】

状況に応じて、「帰国者・接触者相談センター」「帰国者・接触者外来」「入院措置」は中止され、新型インフルエンザ等を疑う患者も一般医療機関での診療や入院(重症者のみ)が可能となります。

⇒ 受診の際にはマスク等を着用し、診療時間や待合室を分けるなどの各医療機関の感染防止対策に従い受診しましょう。(透析・がん治療・産科等を扱う医療機関では、感染によるリスクが高いため、すでに治療中の患者以外の新型インフルエンザ等の診療受入れはできません。)

●新型インフルエンザ等の予防接種

- ◎新型インフルエンザのワクチンは、発生から開発・流通までに6か月程度かかる見込みです。
- ◎ワクチンは、国から都道府県に配分され、国が決定する接種順位に従い、感染リスクの高いグループから「住民接種」が開始されます。
- ◎具体的な接種方法や予約方法などは、決まり次第、市からお知らせします。
- ◎その間の状況によって、医療・介護・ライフライン等の社会機能を担う事業者、対策の実施にあたる公務員等には、旧ワクチンを使用した「特定接種」が先行実施される場合があります。
- ◎ワクチン接種は感染や発病をすべて防げるものではありません。接種の有無にかかわらず、個人の感染予防策を確実に行うことが、感染症対策において何より有効であり大切なことを理解し、落ち着いて行動しましょう。



類型	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき(緊急事態宣言の前にも実施)	緊急事態宣言中で、政府対策本部において必要と認めるとき	厚生労働大臣の指示があったとき
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する	新型インフルエンザ等により国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることを抑制する	まん延予防上緊急の必要があるが、臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定
対象	・登録事業者の従業員 ・新型インフルエンザ等対策に従事する公務員	住民	住民
実施主体	・国(登録事業者・国家公務員) ・都道府県(職員) ・市町村(職員)	市町村	市町村
接種を受ける側の努力義務	有	有	無
接種費用	全額公費	全額公費	一部公費 (低所得者以外からの実費徴収は可)